

児童虐待防止に向けて

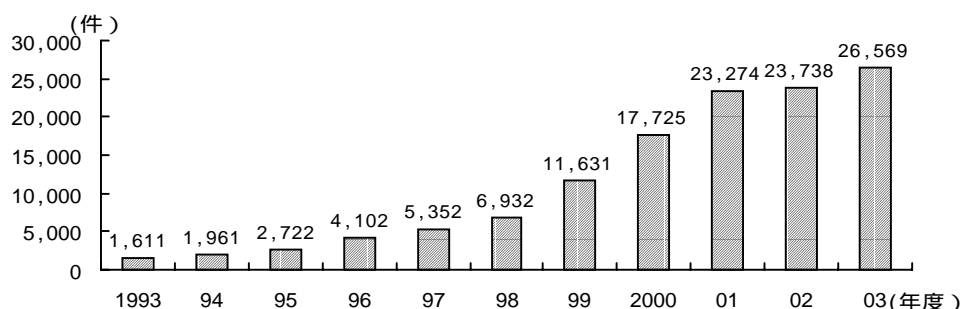
< 深刻化する児童虐待 >

児童虐待の深刻化が大きな社会問題となっている。2000年に「児童虐待防止法」が施行され、教師や医師らに虐待の早期発見・通告を求めるようになる等、社会の関心を集めるようになってはなお、新聞紙上等で報道される児童虐待事件は後を絶たない。2003年度に児童相談所が処理した養護相談のうち、虐待相談の処理件数は26,569件であり、同法施行前である1999年度から2倍以上の増加である(図表1)。

このような相談件数の増加のみならず、児童相談所の職権によって親から引き離し、一時保護をせざるを得ないような困難なケースの増加(1999年度 4,319件 2002年度 8,369件。厚生労働省「福祉行政報告例」による)また、児童養護施設等に入所する児童に占める虐待を受けた児童の入所割合の増加(図表2)等、虐待問題の深刻化が進んでおり、早急に対応すべき社会的課題となっている。

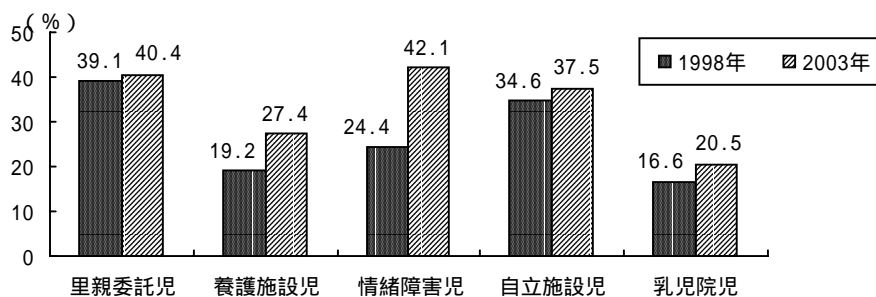
本稿では、このように深刻化する児童虐待の現状と、その防止に向けた取組みについて考えてみよう。

図表1 虐待相談の処理件数



資料：厚生労働省「平成15年度 社会福祉行政業務報告結果の概要(福祉行政報告例)」2004年9月

図表2 虐待を理由とした児童養護施設等への入所・委託児童の割合



注：養護問題発生理由のうち、一般的に「虐待」とされる「放任・怠惰」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計した項目について、里親に委託されている児童(里親委託児)及び、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、乳児院に措置されている児童数の割合を見たもの。

資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成15年2月1日現在)」2004年7月

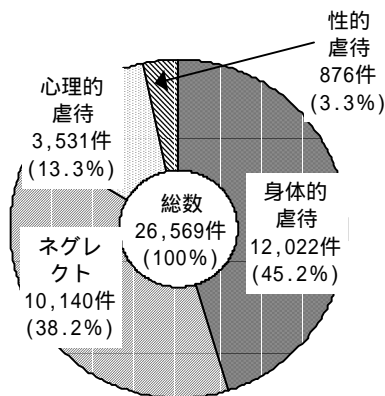
< 児童虐待の実態 >

児童虐待防止法には、4種類の児童虐待が定義されている。すなわち、身体的虐待（児童の身体に外傷を生じるといった暴行を加えること）、性的虐待（児童にわいせつな行為をすること、させること）、

ネグレクト（著しい減食、長時間の放棄、保護者が監護を怠ること）、心理的虐待（児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）である。処理された相談について虐待の種類別にみると、身体的虐待が45.2%で最も多く、ネグレクトが38.2%、心理的虐待が13.3%、性的虐待が3.3%となっている（図表3）。

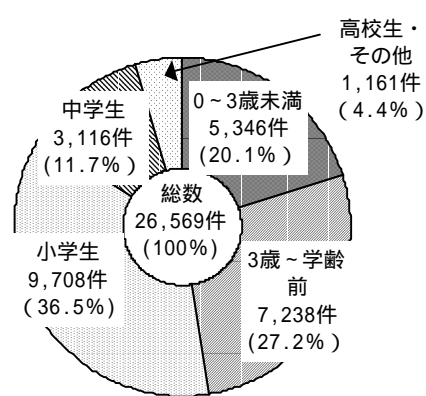
また、虐待された子どもを年齢別にみると、未就学児が47.3%、小学生が36.5%、中学生が11.7%となっており、低年齢児に多い傾向がある（図表4）。

図表3 虐待の相談種別構成割合（2003年度）



資料：図表1に同じ

図表4 被虐待者の年齢別構成割合（2003年度）



資料：図表1に同じ

< 児童虐待につながるもの >

東京都が都内11カ所の児童相談所の全事例について詳細な分析を行った調査結果（「児童虐待の実態 東京の児童相談所の事例にみる」通称：児童虐待白書、2001年）によると、虐待につながる要因は、「経済的な困難」、「ひとり親家庭」、「夫婦間の不和」、「育児疲れ」、「親族・近隣・友人からの孤立」等、家庭の状況と、親の精神状況等が複雑に絡み合っているということである。特に、「経済的な困難」と「親族・近隣・友人からの孤立」は、他の要因との関連性が高く、重要な要因とされている。

ちなみに、虐待が行われた家族の構成をみると、三世帯家族は極めて少ない。このようなことから、近年の核家族化の進展も、育児中の親の孤立を引き起こす一因と考えられる。誰からも援助を受けることができない場合には、育児の不安や負担が増幅し、最悪の場合、虐待にまで至ってしまうこともある。こうした負の連鎖を断ち切るために、全ての子育て家庭に対するサポート体制が不可欠である。

したがって、厚生労働省では、虐待の「予防」も意図して、「つどいの広場」（子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる場）や「育児支援家庭訪問事業」（出産後間もない時期や、養育が困難になっている家庭を訪問し、育児・家事の援助や相談に応じる事業）等の拡充を図っている。

また、虐待の早期発見・早期対応等を主な目的とした「市町村ネットワーク」の機能も重要である。これは、児童相談所の他、教育委員会、保育所、小・中学校、警察、医療機関等が連携し、児童虐待への対応を行うものである。厚生労働省によれば、2004年6月1日現在で、全国に1,243カ所（全国3,123市町村の39.8%）が設置されている（「児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査の結果について」2004年10月発表）。ネットワーク設置のメリットとして、「虐待問題の認識・関心が高まった」「連絡調整や情報共有がスムーズになった」といった意見が多く寄せられているようで、有効に機能すれば、虐待の早期発見、防止に効果的であることがうかがえる。今後、こうしたネットワークができるだけ多くの地域において整備され、有効に活用されることが望まれる。

<必要とされる虐待へのきめ細かな対応>

このような虐待の予防、早期発見に関する対策も重要であるが、虐待を受けた子どもに対するケアも大きな課題となっている。前出の東京都の調査によれば、虐待を受けた子どもは、虐待の種類を問わず、不安や怯え、うつ状態などの「情緒的・心理的問題」を示すことが多いということである。また、実際に虐待を受けても、多くの子どもは虐待した親と一緒に暮らすことを希望するという。そのため、ケアの都合上、親子を引き離すことが必要な場合には、子どもの心理的影響を十分に考慮する必要がある。その上で、親と子どもの両方をケアし、良好な関係を再構築するための援助が求められる。

厚生労働省では、被虐待児童が保護されている児童養護施設等におけるケア担当職員や、施設入所後の家族支援や在宅指導等にあたる児童相談所の児童福祉司等の量的・質的充実を図っている。このようなことを含め、子どもの心のケアのための専門的な治療援助の体制を充実させることが望まれる。

<児童虐待の防止を目指して>

以上みてきたように、児童虐待対策は予防から、早期発見、早期対応、社会的自立に向けたアフターケアまで幅広く対応していく必要がある。児童相談所がこれまでその役割を一手に担っていたが、問題の深刻化により、対応する児童福祉司の配置を含め、現行体制では限界に達しているとされている。

そこで、これまで育児から非行、障害等、虐待以外にも幅広く相談を受けている児童相談所の体制を見直すために、「児童福祉法の一部を改正する法律案」（以下「児童福祉法改正法案」）が2004年通常国会に提出され、秋の臨時国会で成立した。この「児童福祉法改正法案」では、市町村を児童に関する相談をまず受け止める機関として法的に位置づけ、児童相談所を要保護性の高い困難な事例を取り扱う専門機関とする内容が盛り込まれている。

このような流れは、身近な市町村を中心として進められている次世代育成支援対策の一環として、児童虐待防止策を位置づける方向性に通じるものである。つまり、次世代育成支援として、すべての子育て家庭に対する支援を強化することによって、結果的に児童虐待の防止につなげようとするものである。したがって、まずは、地域の様々な機関や人々が連携して、子どもとその親を温かく見守ることが大切である。これによって、児童虐待の芽を摘み、その深刻化の抑制に大きく寄与すると思われるからである。